パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1529・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ．Ｓ1529　Ｓ．Ａ.）
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　オオシマ・アイランド・ハル・ＮＯ．Ｓ－10688・エス・エイ（ＯＳＨＩＭＡ　ＩＳＬＡＮＤ　ＨＵＬＬ　ＮＯ．Ｓ－10688　Ｓ．Ａ.）
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1534・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ．1534　Ｓ．Ａ.）

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

2　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇

平成27年11月11日

東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第１５－２７号

パナマ共和国パナマ市オバリオ、サミュエル・ルイス・アベニュー58番通り、ＡＤＲビル13階気付、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ラムス・スプレンダー・シッピング・エス・エイ（ＲＡＭＳ　ＳＰＬＥＮＤＯＵＲ　ＳＨＩＰＰＩＮＧ　Ｓ．Ａ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ラムス・シップホールディング・ピーティーイー・リミテッド（ＲＡＭＳ　ＳＨＩＰＨＯＬＤＩＮＧ　ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ユナイテッド・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド（ＵＮＩＴＥＤ　ＷＯＯＤＣＨＩＰ　ＣＡＲＲＩＥＲ　ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　オーシャン・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド（ＯＣＥＡＮ　ＷＯＯＤＣＨＩＰ　ＣＡＲＲＩＥＲ　ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　サジタリウス（ピーシーティーシー）・ピーティーイー・リミテッド（ＳＡＧＩＴＴＡＲＩＵＳ　（ＰＣＴＣ）　ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　オーシャン・プロミス・ピーティーイー・リミテッド（ＯＣＥＡＮ　ＰＲＯＭＩＳＥ　ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　オーシャン・セントーサ（ピーシーティーシー）・ピーティーイー・リミテッド（ＯＣＥＡＮ　ＳＥＮＴＯＳＡ　（ＰＣＴＣ）　ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ユナイテッド(セミーオープン)・ピーティーイー・リミテッド（ＵＮＩＴＥＤ（ＳＥＭＩ－ＯＰＥＮ）ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　オーシャン（セミーオープン）・ピーティーイー・リミテッド(ＯＣＥＡＮ(ＳＥＭＩ－ＯＰＥＮ）ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　エイチケー・チャレンジャー・ピーティーイー・リミテッド（ＨＫ　ＣＨＡＬＬＥＮＧＥＲ　ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ユナイテッド・オーシャン（ハル・ＮＯ．Ｓ―1527）・ピーティーイー・リミテッド（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　（ＨＵＬＬ　ＮＯ．Ｓ―1527）ＰＴＥ．ＬＴＤ.）
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1530・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ.Ｓ1530Ｓ.Ａ.）
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
開始前会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1540・エス・エイ（ＵＮＩＴＥＤ　ＯＣＥＡＮ　ＨＵＬＬ　ＮＯ.Ｓ1540Ｓ.Ａ.）

1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。

2　保全管理人　東京都港区虎ノ門１丁目６番12号大手町建物虎ノ門ビル６階　弁護士　進士　肇

平成27年11月11日

東京地方裁判所民事第８部